

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	ゲートキーパー養成研修「札幌市ゲートキーパー研修会」運営業務
発 注 課	保) 障がい保健福祉部精神保健福祉センター
選 定 事 業 者	社会福祉法人 北海道いのちの電話
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務の目的は、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、市民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、さらに得た知識、技術を再学習することで、日々の生活の中で実践できる人材を養成することである。</p> <p>本業務を遂行するには、自殺対策に関する豊富な知識と経験を有し、市民の悩みや不安に寄り添った相談支援の実績を持つとともに、相談員等を養成するための研修の実施について十分な実績を持つ事業者であることが必要である。</p> <p>上記法人は本市の入札参加資格者ではないが、死にたいほどつらい思いを持った市民に寄り添う“24時間眠らない電話”である「北海道いのちの電話」を昭和54年から運営し、毎年2万件近くの相談を受けている。電話相談に従事するのはボランティア相談員であり、相談員等を養成するにあたっては、長年にわたって独自の研修事業（1人を養成するに当たり1年8カ月間のプログラム）を実施しており、講義形式及びロールプレイ形式ともに、ゲートキーパーの養成に必要な技能やノウハウを十分に備えている。また、平成24年10月には「いのちの電話相談員全国研修会さっぽろ大会」を主催する等、規模の大きなものから小さなものまで、幅広い研修会の運営や広報活動等の実績を有している。</p> <p>上記のことから、悩みを抱える市民に寄り添い、適切な対応をとるための人材（ゲートキーパー）を養成するための十分なノウハウを持ち、かつ本委託業務の目的を達成させることができるのは、当該法人において他になく、競争入札に適さない。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和2年3月18日